

議第67号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号の2を次のように改める。

(20)の2 個人番号カードの再交付 1枚につき800円

第2条第20号の2の次に次の1号を加える。

(20)の3 個人番号の通知カードの再交付 1枚につき500円

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条第20号の2の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年9月8日提出

三島市長 豊岡 武士